送付5-32、33 陳情審査部分抜粋:

令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会(未定稿)

〇嶋崎委員長はい、それでは、続けて、陳情審査に入ります。

新たに送付された陳情、朝日九段マンションについて、送付5-32、33の2件を一括して審査をいたします。陳情書の朗読は省略をさせていただきながら、本件、陳情2件については、添付書類や表題以降のページに、当該物件等に関わる個別具体的な内容が含まれ、その事実関係の真偽は議会では分からないこと、またそれが広く公表され、公開されることで当該物件等に対して不利益を生じさせるおそれがあるため、委員、理事者のみ個人情報等、一部マスキングをした全文のものを配付させていただいておりますので、ご了解を頂きたいと思います。

この件につきまして、執行機関から何か情報提供ありますか。

〇武建築指導課長 本陳情につきまして、情報提供をさせていただきます。

朝日九段マンションの耐震に関する陳情につきましては、昨年12月、耐震補強設計等を専門機関で再検証を求めるよう陳情が1件提出されました。その陳情内容としては、耐震補強設計の評定機関の評定に関する疑義の陳情でありました。その陳情の審査の結果、第三者機関並びに東京都に対する案件であることで、その際の議事録を添えてお返しされております。今回の陳情は、耐震工事助成金等の返還を求める陳情でありますが、主な内容は、前回と同様に、評定の疑義と違反建築物の取扱いに関する内容でございます。

本陳情のマンションにつきましては、令和2年度、耐震補強設計を完了し、補強設計助成金として1,500万円、助成をしております。その耐震補強の設計の正確を期するため、専門評定機関が判定し、その設計に基づいて耐震工事を進めております。区として検査、確認し、令和4年度工事完了後に、9,808万7,000円を助成しております。

また、陳情の中に建築基準法の違反に言及する部分がありますが、具体的な内容の認識ができず、できたとしても、延床面積が1万平米を超えることから東京都の管轄となり、 区では取り扱うことができない状況でございます。

情報提供は以上でございます。

〇嶋崎委員長 情報提供を頂きましたが、この案件については、実は令和4年12月6日に、企画総務委員会の中で、今の執行機関の情報提供と同じような形で委員会として取りまとめをさせていただいたということもございます。あまり千代田区としての扱いがなかなか難しいと、第三者機関ないし東京都に関してのお問い合わせの方が明快なことが、答えが出るだろうということもございまして、ほぼほぼ陳情に関しては、12月6日のまとめた陳情と同じような陳情なんです。

ですけれども、今回は、先ほど申し上げましたように、かなり数字的なものが出ております。お手元に配付したとおりでございまして、これの信憑性というか、非常に疑義があるんではないかというところも踏まえ、私としては、12月にまとめたような形で陳情者にお返しするのがいいのではないかというふうに思うんですが、いかがいたしましょうか。〇桜井委員 それで結構だと思います。

〇嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

それでは、同じような案文になると思いますけども、これもちょっと精査をし、丁寧に 陳情者にお返しをしたいというふうに思いますけど、よろしいですか。

送付5-32、33 陳情審査部分抜粋: 令和 5年 7月25日 環境まちづくり委員会(未定稿)

「「はい」と呼ぶ者あり〕 〇嶋崎委員長 はい。それでは、その扱いにさせていただきます。 以上で、日程1、陳情審査を全て終了いたしました。